

送迎ステーションの利用について

幼稚園の手続きは、園によって異なります。

送迎ステーション見学（事前予約）

- お子さまの健康や発達に関することなど、日常生活において留意している点がある場合は、保護者から施設に必ず説明しましょう。

利用申込 申込期間 8月3日（月）～9月30日（水）

- 市に直接認定及び利用希望を申込みます。
- 必要書類（基本）
 - ① 【指定様式】子どものための教育・保育給付認定申請書兼保育所等利用申込書
 - ② 【指定様式】児童調査票
 - ③ 【指定様式】送迎ステーション利用に関する同意書
 - ④ 【指定様式】保育所等利用申込み必要書類確認票
 - ⑤ 保育を必要とする事由を証する書類
 - ⑥ 児童や世帯の状況により必要となる書類
 - ⑦ マイナンバー確認書類

利用調整（10月中旬～下旬）

- 申込者の希望、送迎ステーションの状況に応じ、保育の必要性の程度を踏まえ、市が利用調整をします。
- ※ 市が定める基準に基づき、保護者の状況などに応じ保育の必要性などから優先順位をつけ、必要性の高いお子さまから利用を承諾します。市が定める基準とは、保育を必要とする事由による「基本点」と家庭状況などによる「調整点」の合計点を指します。また、合計点が同点の場合は『保育所利用選考の「基本点」と「調整点」の合計が同点の場合の優先順位』のとおり調整します。
- ※ 基本点及び調整点は利用開始予定日を基準とします。

利用保留

- 利用調整の結果、申込者数が受入可能枠を上回り、利用が保留となった場合、利用保留通知書が交付されます。
- 仮決定者の状況により繰り上がった場合には、保育課より電話連絡をします。
- 利用が決定するまで、引き続き、翌月から年度末まで利用調整の対象となります。なお、翌年度以降も利用を希望する場合には、改めて申込みが必要です。
- 利用保留通知書は年度内において送迎ステーションの利用が可能となるまで有効とし、改めて交付されません。

送迎ステーション利用の仮決定

- 利用調整の結果、送迎ステーション利用が通った場合、**仮決定通知書**が交付されます。（10月中）
- ※ 送迎ステーション利用は、幼稚園入園の確定後に決定となります。（ここでは**利用決定ではありません**）

幼稚園入園に必要な手続き及び幼稚園面接（11月以降）

- お手続きの時期や方法などについて各幼稚園にお尋ねのうえ、申込みをし、面接を受けてください。
- ※ 幼稚園の入園に係る料金は別途必要となりますので、各園にご確認ください。
- ※ お子さまの健康状況等によっては、送迎ステーションの面接を受けていただく場合もあります。

送迎ステーション利用決定

- 利用調整の結果と幼稚園結果を受けて、送迎ステーションの利用が決定した場合、利用決定通知書が交付されます。

送迎ステーションとの利用契約

- 送迎ステーションから、利用する際に必要な事項の説明を受けます。

送迎ステーション利用開始